

吹田市障がい者差別解消支援専門部会・講演（2025. 1. 30）

「合理的配慮」を理解する

松波 めぐみ（大阪公立大学）

自己紹介

- ・1993年 会社員だった25歳の時、車いすユーザーの友達ができる。
- ・1999年 人権教育を学ぶために大学院へ。
そこで「障害の**社会モデル**」の考え方に出会う。
地域で暮らす重度障害者の方のヘルパーを始める
- ・2006年夏 障害者権利条約に興味を持ち、ニューヨークの国連での会議を傍聴
- ・2009年から、京都で差別解消「条例」を作る運動に参加。
“障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会”
- ・障害者差別解消法や合理的配慮を伝えることがライフワークに

(紹介)

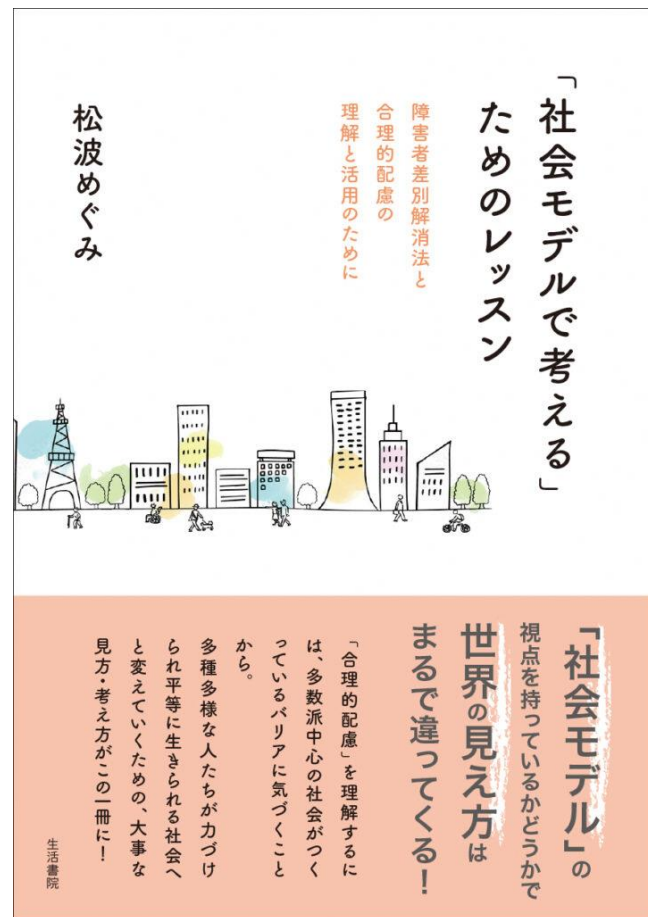
『「社会モデルで考える」 ためのレッスン』

(松波めぐみ)

2024年7月末刊行 生活書院

「合理的配慮」を理解するには、
多数派中心の社会がつくっているバリアに
気づくことから。

多種多様な人たちが力づけられ、
平等に生きられる社会へと変えていくための、
大事な見方・考え方がこの一冊に！



価値の転換(パラダイムシフト)①

＜障害者観が変わった＞

「保護の対象」から「**権利の主体**」へ。

＊いつのまにか「自分の方が(障害のある人より)物事をわかっている」と思い込んでいないか？

価値の転換(パラダイムシフト)②

＜「障害」という問題のとらえ方が変わった＞

障害のある人が、生活していく中で制限があるのはなぜ？

“個人の機能障害”のため

⇒“健全者中心社会がつくるバリア(社会的障壁)”のため

この人はなぜ困っているのでしょうか。



（ここは駅。階段をあがらないと電車に乗れない）

もしも字幕がなかったら？



本が読めないのは、なぜ？



“私は紙の本を憎んでいた。目が見えること、
本が持てること、ページがめくれること、読書姿
勢が保てること、書店へ自由に買いに行けるこ
と、——5つの健全性を満たすことを
要求する読書文化のマチズモを憎んでいた。”

市川沙央「ハンチバック」

つまり...

- 歩けない人は、階段をあがれず電車に乗れない
- 聞こえないから、セリフが聞き取れず、映画を楽しめない
- 自分でページをめくれないから、読書を楽しめない

⇒「しかたない」のか？

違う環境があれば、同じように〇〇できるのでは？

古くからある考え方 「障害の**個人モデル**・医学モデル」

- ・ 見えない、聞こえない、歩けない、知的な遅れ等、“身体
の欠損”が問題だ。（医学的欠損、**個人の悲劇**）

▽解決の責任は？

→ 障害を克服するのは本人（と家族）の責任だ。

訓練、リハビリをがんばれ。

できるようにならないと社会に出られないぞ。

新しい考え方「障害の社会モデル」

- ・多様な人たちがいるのに、平均的な人たちに合わせて社会がつくられて、少数の人が排除されてきたことが問題だ

段差、情報保障がない、偏見など、**社会のバリア(障壁)があるために、平等に参加できなかった。**

社会環境が変われば、平等に暮らせる。

▽解決の責任は？

→社会のバリアをなくすのは社会全体の責任。

「変わるべきは社会の方だ」

◎障害者権利条約について

- ・ 21世紀になってから議論が始まり、2006年12月に国連総会で採択される。
- ・ 策定時のスローガン *"Nothing about us, without us!"*

(私たち抜きに、私たちのことを何も決めないで！)

・・・障害のある人の「参加」によって策定されたことが最大の特徴

- ・ 日本は2014年1月に批准



私が見てきた「障害者権利条約」

- ・2006年夏。貧乏旅行でニューヨークへ。国連で、障害者権利条約づくりの話し合いの様子を見に行く。

- ・世界中の、さまざまな人種・民族・障害のある人たちが
社会の中から排除するな！

こどもの時から地域で一緒に学びたい！

「結婚、出産なんて無理」と決めつけるな！

手話は言語！

要するに「障害者の権利」とは？

◎ 障害者権利条約は、**特に守られるべき権利のリスト(一覧表)**

条約を批准したら、国はこの権利が守られるように努めなければならない。

- ・地域で暮らす権利（特定の生活様式を強要されない権利）
- ・情報にアクセスする権利（手話・字幕、点字や音声・・・等）
- ・交通機関をつかって移動する権利
- ・必要な支援を受けながら働いて生計を立てる権利
- ・地域の学校で、ともに学ぶ権利
- ・差別をされない権利

いずれも、**守られていない**からこそ「権利」にする必要があった。

「社会モデル」は日本の法律に入っている

障害者権利条約を批准しようとする中で...

- ・2011年 **障害者基本法**が改正される
障害の定義の中に「社会的障壁」という文言が入った。

(社会的障壁とは)

- ・“障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの”

- ・2013年 **障害者差別解消法**が成立 →2016年施行、2024年改正

「障害者差別解消法」とは？

- 目的:

社会のバリアがあるために、障害のある人は平等な権利を制限されていたという認識のもと、社会的障壁(バリア)を除去することで共生社会をつくること。

- 中身:

行政や事業者は、障害のある市民を差別をしてはならないし、

「合理的配慮」(バリアを取り除くための環境調整)をおこなわなくてはならない。

ちょっと考えてみる：

社会的障壁(社会のバリア)とは？

- ◆事物 : 階段等のバリア、使えない道具...
- ◆制度 : 例: 欠格条項(「この疾患だと、この仕事につくのは無理でしょう」)
- ◆慣行 : 「これが普通」とされるルールやマナーが、健常者を前提にできている
- ◆観念 : 偏見(無力、怖い...等)

ちょっと考えてみる：
発達障害のある人にとっての「社会的障壁」は？

(たとえば感覚過敏により)

ある音が「うるさくて耐え難い」かどうか、
ある紙の色が「まぶしい」かどうか、

・・・が、平均的な人に合わせて決められている社会
であること。

「困っている」と理解されにくいこと。

* 健常者(「定型発達」者)の無知がバリアに！

◎「障害者差別解消法」とは？

- ・目的：社会のバリアのために、障害者は参加や権利を制限されてきた、という認識のもと、
バリアをとりのぞくことで**共生社会**をつくっていく。
- ・行政や事業者は、障害のある人を差別をしてはならないし、
障害のある人が求める「**合理的配慮**」（バリアを取り除くための環境の調整）を提供しなければならない。

差別解消法は2つの差別を禁止している

① 不当な**差別**的取扱い(ひとことと言うと、「差別」)

*「精神障害があれば入会いただけません」(スポーツジム)

*「火事が心配だから、部屋を貸せません」(賃貸住宅)

・・・正当な理由なしに、障害があることを理由に利用を断られる、条件をつけられる、といったことが差別。

差別解消法は2つの差別を禁止している

②「合理的配慮を提供しないこと」

(ただし、「過度な負担」がある場合を除く)

* 車いすを使う人が入り口にスロープの設置を求めたが、無視される。

* 視覚障害のある生徒が点字受験を求めたが対応されない。

＝受験を拒否したのと同じ。

合理的配慮とは？

- ・障害のある人が、社会のバリアが原因で、困ること（＝他の人と同じように参加できないこと）があった時、
「**こうしてほしい**」と**意思を表明**することをきっかけとして、

お互い対話をしながら、**社会環境の側を変更・調整する**（必要な手立てをとる）こと。

- ・あくまでも「**平等**」のために行うこと。
「特別扱い」ではない。何もしなければ不平等のまま。

「合理的配慮」よくある誤解

- ・「どこまでやったらいいんですか？」
- ・「障害のある人に言われたことは、全部やらないといけないんですか？」
- ・配慮＝思いやり？！（権利の視点が欠如）

※reasonable accommodationの元の意味は「正当な理由のある調整」

合理的配慮とは？

- ・一方的に「思いやってあげる」のではなく、また、「障害のある人が求めたことを、全部しなければならない」わけでもない。

対話しながら、妥協点をさぐる。

- ・「過度な負担」はどこから？

⇒少なくとも、複数の方面から検討せずに「無理」だと決めつけてはならない。どうしても難しいとわかれば、説明すればよい。

合理的配慮を理解するために①

Q.「こうしてほしい」という本人からの表明に
基づいて、とあるのは、なぜ？

→決めつけないため。同じ障害の種類でも、
何が必要かは人によって異なる。

同じ人でも体調等によって違うこともある。
対話せずに決めつけてはいけない。

合理的配慮を理解するために②

Q.子どもであったり、知的障害があったりして、「こうしてほしい」と本人が言えない場合は？

→本人のことをふだんから知っている支援者や家族が、かわりに伝える。

(ただし、**本人の意思**が反映されているかどうかの確認は大切)

合理的配慮の「義務化」とは？

- ・以前は、「行政は合理的配慮を行うのが義務だけど、事業者は、努力義務」だった。

→「やらなくてもいい」という誤解も招いた

- ・法改正がなされ、2024年4月から、事業者（お店や企業だけでなく自治会、ボランティア団体、NPO等も）も
「合理的配慮を行うのは、義務」になった

障害者差別解消法を「使いこなす」

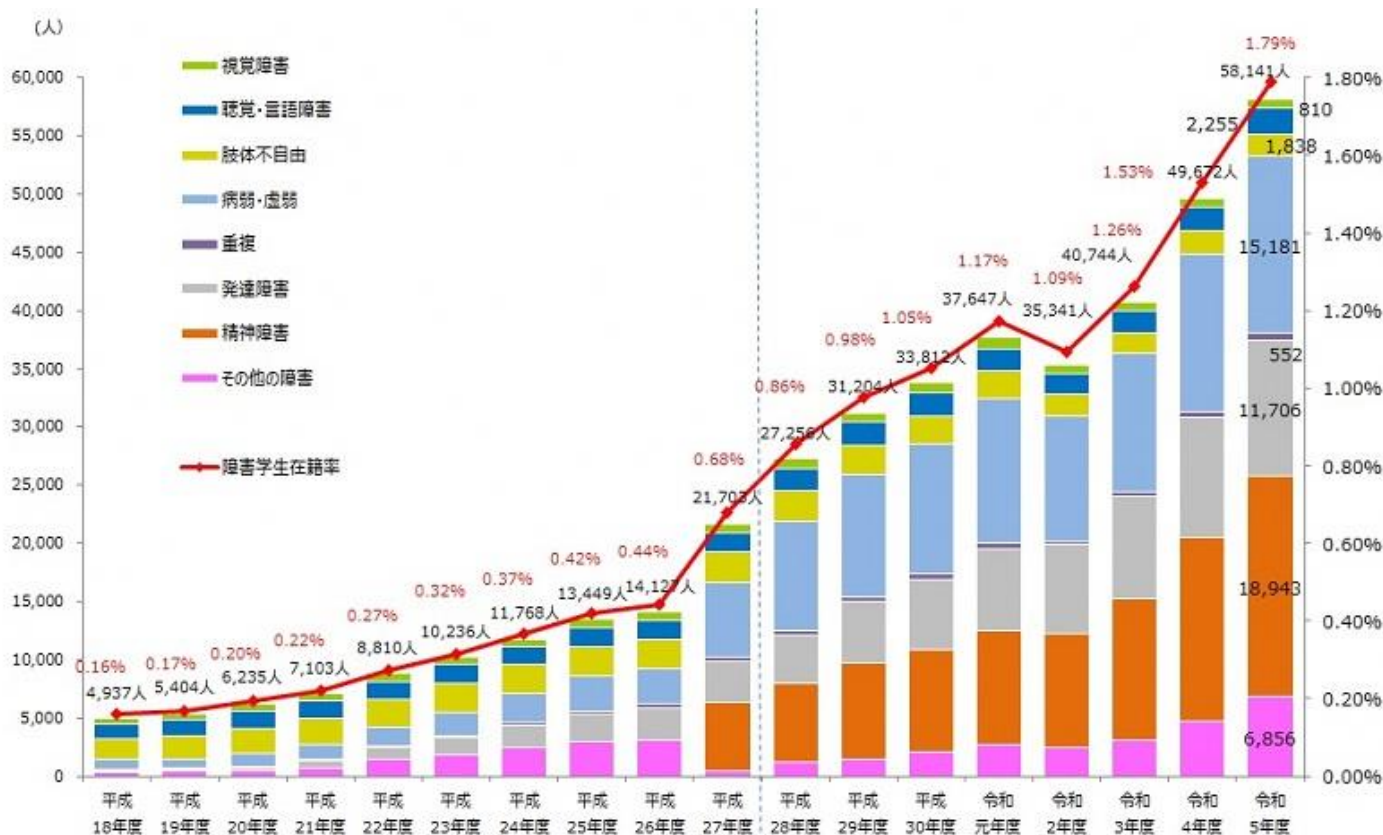
- ・「どういうことが「差別」にあたるのか、「合理的配慮」とはどういうことかを、障害のある人自身が学べることが大切。

- ・「これはおかしい」「差別かな？」と思った時は、行政の窓口相談できる。

(団体を通してでも、個人でも)

参考：高等教育機関で学ぶ障害学生

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書」より



大学における合理的配慮(や環境整備)の例

◆車いすユーザーの学生:

使いやすい机の用意、校舎内の段差解消

◆視覚障害ある学生:

授業データの事前提供、視覚情報を補う支援、
移動の支援



大学における合理的配慮（や環境整備）の例

◆聴覚障害のある学生：

ノートテイク（講義内容を文字化）、
ロジャーマイクの使用

◆精神疾患のある学生：

体調が悪くて出席できない時に、授業資料を送ってもらう、
代替の課題を出してもらう等

実際の事例から（絵画教室）

知的障害のある子どもの親が、地域の「絵画教室」に申し込んだところ、「お母さんのつきそいがなければ入会できません」と言われた。



実際の事例から(大型電気店で)

大型電気店で、言語障害のある車いすユーザーが買い物しようとした。

「ご家族は？ お母さんと一緒に来てね」と言って、販売を拒否。



※不利益を与えているし、屈辱でもある

実際の事例から(レジャー施設で)

聴覚障害のある家族4人で、レゴで遊ぶレジャー施設へ。

入口で、入場拒否される。

「災害があったときに放送が聞こえないと危険。安全が確保できないので、
聞こえる人と一緒にないと入場できません」



実際の事例から(レストランで)

医療的ケア児とご家族が
レストランに入ろうとすると、
「ご遠慮ください」と言われた。



重い障害のある人が地域で生活していることが、まだ知られていない。
「もし何かあったら」と思われてしまう
...

実際の事例から(バス乗車拒否)

・JR駅で、ワンステップバスに、車いすユーザーが乗ろうとしたところ...

- ・「わし、スロープの出し方、知らんねん」
- ・と言われ、乗車拒否される。

⇒40分後のバスに乗らざるをえなかった。

⇒バス会社は非を認めて謝罪。
国土交通省からバス会社に行行政処分



なぜ差別(「合理的配慮の不提供」含む)が起こるのか

- ・障害のある人が身近にいなかった・知る機会がなかったことによる
構造的な問題といえる。

「どう接したらいいのかわからない」

「疑問点を聞いていいのかも、わからない」

「もし何かあったら...」(知らないことによる不安)

- ・対話を避けてしまうことが、多くの差別をうんできた。
最初からスムーズにいかなくても当たり前。
ぎこちなくてもいいから、本人と対話していくことが大切

「合理的配慮」が浸透していない現状①

- ・学習障害（発達障害の一種で、「書く」ことに困難がある）で、学校では手書きではなくタブレットを使って学習している生徒さんが、
高校入試でもタブレットかキーボードでの回答を希望したが...
「前例がない」と認められなかった。

⇒学習障害についての理解が不十分

「前例がない」は、配慮を提供しない理由にはなりえない。

「合理的配慮」が浸透していない現状②

・脳性まひの人：病院のレントゲン検査で「動くな」と怒鳴られる。委縮してますます身体が動いてしまうことが理解されない。

⇒病院の職員だからといって、様々な障害に知識があるとは限らない。

研修が大切。

誰もが生きやすい社会に向けて①

- ・法律ができる前から、「合理的配慮」にあたることを求めてきた方たちがおられた。

(筆談してほしい、メニューを読み上げてほしい、入口にスロープをつけてほしい、大学で学びたい...)

- ・ただ、求めても断られたり、いやな思いをしたりして、、あきらめる人がいたのも事実。

- ・法律ができたことは、「堂々と求めてもいいのだ」というメッセージ